

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（71）
2. 日 時：令和3年2月17日 10時30分～11時30分
13時30分～17時15分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室、9階B会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官※、名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、
止野上席安全審査官、三浦上席安全審査官、植木主任安全審査官、
片桐主任安全審査官※、藤原主任安全審査官、皆川主任安全審査官※、
宮本主任安全審査官、小野安全審査専門職、土居安全審査専門職※、
服部安全審査専門職、杉原技術参与、谷口技術参与※、
西澤原子力規制専門員

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

石田主任技術研究調査官

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 部長、他4名

原子力本部 土木建築部 部長、他7名※

5. 要 旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、「地下水位の設定」、「津波への配慮」及び「保管エリア」について、提出資料に基づき説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<津波への配慮に関する説明書の補足説明資料>

- 船舶の有効軸剛性の設定について、算定に用いたパラメータ及び規格基準並びに船舶の構造仕様及び衝突形態を整理した上で、保守的な設定となっている根拠及びその妥当性を説明すること。
- 船舶の衝突荷重の算定について、対象とする船舶の重量及び材質の設定の考え方を説明すること。

- 車両の衝突荷重の算定について、流速と有効軸剛性の関係を説明すること。
- 鋼製遮水壁及び漂流物防護工が鋼管杭の中心から偏心して設置されていることについて、常時、地震時及び重畳時における偏心荷重の設計への反映方法と照査結果を説明すること。
- 防潮堤等に作用する荷重のうち、風荷重が評価結果へ及ぼす影響の程度を説明すること。
- 漂流物衝突に対する鋼管杭のねじれ評価について、斜め方向から衝突した場合の評価結果を説明すること。
- 止水目地のうちウレタンシリコン目地について、以下の項目について説明すること。
 - 津波時の設計圧力条件相当時及びそれを超える圧力条件時の評価結果
 - 目地を構成する各部材の要求機能及び機能損傷モードを整理し、試験結果の着目点を明確にした上で試験結果に対する確認結果及びそれに対する考察
 - 鋼製遮水壁の相対変位について、防潮堤に対して斜め方向から津波が浸入し、不均一な荷重が作用した場合の算出方法
- 背面補強工間の目地部に対する津波の流入防止対策を説明すること。また、目地部の施工方法、保守管理方法及び耐久性を整理して説明すること。

<第3 保管エリアの変更について>

- 設置変更許可申請の審査時における説明内容との相違点について、申請書（本文、添付書類）及びまとめ資料を基に網羅的に抽出した上で、設置変更許可の要否、設置許可との整合性及び基準適合性を整理して説明すること。

（3）東北電力株式会社から、（2）について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1-1) 女川原子力発電所第2号機 地下水位の設定について(02-他-F-19-0017__改2)
- (2-1) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(防潮堤)(02-他-F-01-0039__改0)
- (2-2) VI-2-10-2-2 防潮堤の耐震性についての計算書(02-工-B-19-0024__改0)(令和2年12月19日提出資料)
- (2-3) VI-3-別添3-2-1 防潮堤の強度計算書(02-工-B-20-0003__改0)(令和2年12月19日提出資料)
- (2-4) 補足-140-1 【津波への配慮に関する説明書の補足説明資料】(02-補-E-01-0140-1__改5)
- (2-5) 防潮堤の評価対象断面の選定について(02-他-F-17-0001__改1)
- (3-1) 女川原子力発電所2号機 第3保管エリアの変更について(02-他-F-01-0048__改0)

以上